

**第5回社会保障審議会少子化対策特別部会
保育第一専門委員会**

- 1 日時 平成21年11月6日(金) 16:00~18:00

- 2 場所 中央合同庁舎第5号館 専用第21会議室(17階)

- 3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について
・保育の質の確保・向上について 等

- 4 配付資料
 - 資料1-1 保育の質の確保・向上について
 - 資料1-2 保育の質の確保・向上について 参考資料
 - 参考資料1 柏女委員提出資料
 - 参考資料2 佐久間委員提出資料
 - 参考資料3-1、3-2、3-3 佐藤委員提出資料

保育の質の確保・向上について

1 第一次報告におけるとりまとめ内容

⑦ 認可保育所の質の向上

i) 最低基準のあり方

地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべきである。

ii) 保育の質の具体的向上

○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立ち、新しい保育所保育指針に示された保育を真に実現するために、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要である。

その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要である。

○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要である。

○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要である。

※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要である。

○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、費用の支払いにおいて評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討する。

※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討する。

iii) 保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築

保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。

2 保育の質を支える要素

○ 保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監査による最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。

(1) 物理的環境(施設設備の機能、面積等)

(2) 保育者の配置等

(3) 保育内容(養護と教育)

(4) 保育者の質・専門性

3 保育の質の確保・向上のための仕組み(現状)

① 最低基準

○ 現行制度においては、住んでいる地域にかかわらず、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、施設設備や保育士資格者の配置について、児童福祉施設最低基準において、全国共通の最低基準を定め、同基準を満たさなければ認可は行われない。

(主な内容)

<設備の基準>

- ◇ 0、1歳児を入所させる保育所
：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人
ほふく室の面積：3.3㎡以上／人

- ◇ 2歳以上児を入所させる保育所
：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所
※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人
屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上／人

<職員配置の基準>

- ◇ 保育士 ※ただし、保育士は最低2名以上配置
・0歳児 3人に保育士1人(3:1) ・1・2歳児 6:1
・3歳児 20:1 ・4歳以上児 30:1

- ◇ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置
※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

② 保育所保育指針

○ 保育の質を支える仕組みとして、保育内容については「保育所保育指針」により、保育の目標や内容、計画等について定め、全国の研修会における研修、各種広報資料の作成等を通じ、周知徹底を図っている。

…「児童福祉施設最低基準第35条 保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める。」→保育所保育指針(大臣告示)

③ 保育士の養成、研修

○ 保育士資格は、指定保育士養成施設(大学、短大、専修学校等)における2年以上の養成課程を履修するか、都道府県の実施する保育士国家試験の合格により、取得する仕組み。

○ 資格取得後は、各保育所における研修や、地方公共団体、保育団体による研修への任意の参加等が行われている。(専門性向上に向けた研修の制度的な体系は未整備)されていない。

…「児童福祉施設最低基準第7条の2② 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」

※ 自治体によっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設等を含めた保育従事者に対する研修や情報共有を積極的に実施しているところもある。

④ 評価

(評価)

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。また、国には、「福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置」を講ずる努力義務が課せられており、これに基づき、福祉サービスの第三者評価事業を実施している。

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

- ・ 保育士等による自己評価
- ・ 保育所による自己評価
- ・ 自己評価の公表

※ 社会福祉法及び児童福祉法において、利用者等への情報提供が努力義務として規定されており、保育所の保育方針、保育内容等に関する事項について情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に選択し、保育所を利用できるようにすることを求めている。

⑤ 指導監督

○ 保育所は、児童福祉法に基づき、設置時及びその後において、常に児童福祉施設最低基準に定める設備と運営の基準に適合していることが必要であり、その遵守状況について、定期的に都道府県知事等の監督指導を受け、基準に達しないときは、必要な改善勧告、改善命令、さらには事業の停止、施設設置認可の取消等の処分を受ける。

⑥ 多様なサービス(家庭的保育、一時預かり、認可外保育施設等)についての基準

○ 児童福祉法上位置付けられている一時預かり事業については、法に基づき、児童福祉法施行規則において、保育所に関する児童福祉施設最低基準に準拠することが規定されている。

○ また家庭的保育事業については、改正児童福祉法の施行(H22.4)により、児童福祉法に位置付けられることに伴い、省令に規定する実施基準に基づかなければならないこととなるが、現行も、実施場所や人員配置等について一定の基準を満たす場合に補助対象とすることにより、サービスの質の確保を図っている。

例) 保育士又は看護師の資格を有する者(※)1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)、専用の部屋を有すること(保育を行う居室は9.9㎡、3人を超える場合は1人超えるにつき、3.3㎡を加算)等

※ 改正児童福祉法の施行に伴い、保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を終了した者も対象に加えることとしている。

○ 認可外保育施設に対しても、劣悪な施設を排除するために、職員、設備等に関する認可外保育施設指導監督基準があるとともに、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※ 事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設あり。)

4 具体的な論点

(1) 最低基準

① 面積基準

- ・ 昭和23年に定められた現行の最低基準は、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。限られた空間では、子どもに主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の生活の空間があるかどうかという点も重要である。

→ 新しい仕組みの下での保育所の面積基準についてはどのように考えるか。

※ 「機能面に着目した保育所の環境・空間にかかる研究事業」の研究会において、「現行の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の基準以上であることが必要」との報告が本年3月に取りまとめられているところ。

②職員配置基準

- ・ 保育従事者には保育士資格を有することを求めているところ、保育は、乳幼児期の子どもの発達過程を踏まえ、保育環境を構成し、養護・教育を一体的に行うという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質や専門性はますます高まっている。

- ・ 現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても手薄いと指摘があり、また、8時間の保育時間を前提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の11時間となっているとの指摘もある。さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりも指摘されている。

→ 新しい仕組みの下での職員の配置基準について、どう考えるか。

※地方分権—保育所に係る最低基準は、子どもの生活の安全、健やかな育ちを保障するために、国が最低限度必要な基準を全国共通のものとして定めているものであるが、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、地方分権の観点から、廃止又は条例へ委任すべきとして、最低基準のあり方について検討が求められている。

③多様な保育サービス

- ・ 新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質を担保するための仕組みが必要である。

(2) 保育内容

保育内容については、その基準である保育所保育指針が改正され、本年4月から施行されているところである。

→ 今後さらに、保育指針を踏まえた保育の実践・展開を推進していくために、職員等への周知・理解増進・現場の保育実践を担保するとともに、今後どのような取組を行っていくか。

→ 評価の際の基準となるものとして機能すべきであり、外からみて客観的な評価へ活用できるようにする必要があるのではないか。

→ 保育指針の不断の見直し、将来の更なる改善等のために、保育実践を踏まえた科学的・実証的な調査研究を行っていくことが必要ではないか。

→ 多様な保育サービスについても、その保育内容の基準としての指針が必要。

(3) 保育者

① 保育士の位置付けについてどう考えるか。

i) 保育サービス従事者の中での保育士

現在は大部分が乳幼児の集団保育に従事している状況(指定保育士養成施設卒業者の46%は保育所、23%は幼稚園に就職)にあるが、新たな仕組みにおける多様なニーズに対応した多様な給付メニューの中で、その専門性をどのように位置付けていくか。

ii) 児童福祉事業従事者の中での保育士

保育所以外にも児童養護施設、児童自立支援施設等の小学校入学前の児童に限らない児童福祉施設職員の任用資格とされているが、保育士の養成課程等に照らした専門性をどのように考えるか。

②保育の量の抜本的拡充を進めていくためには、その大きな担い手となる保育士の量・質の確保、計画的な養成が欠かせないが、そのためには、次のような課題について、検討する必要があるのではないか。

- i) 求められる専門性の深化・多様化に対応した保育士養成課程となっているか。また、いくつかの年限の複数のカリキュラムや多様な人材の活用を可能にする養成の仕組みは考えられないか。
- ii) 研修を義務化する等制度的保障の強化について、研修の受講を可能とするために配置の見直しや財源確保と併せて実施する必要があるのではないか。その際、研修を制度的に保障する保育従事者の範囲をどうするか。
- iii) 実務経験と研修受講を通じて、ステップアップが図られる仕組みについて、保育所の中での役割分担、マネジメント体制とステップアップの頻度等をどうするか。さらに、ステップアップした者によるサービス提供が、費用の支払いにおいて評価されることなどによって、処遇の改善につながるような仕組みについて検討することが必要ではないか。これに関し、実務経験と研修受講以外基準とすべきものは何か。
- iv) 保育士が長期的な視野を持って従事できるようにするために、キャリアプランの広がり、例えば、保育の現場から、外の職場で専門性を活かしつつ活躍するキャリアコースを提示することができないか。
- v) また、退職等によって保育現場を離れている保育士の保育現場への再就職支援をさらに推進する必要がある。
- vi) さらに、家庭的保育など多様なサービスにおける保育士以外の担い手についても、その質・専門性の向上を図るため、研修等の支援をさらに推進する必要がある。

(4) 指導監督、評価(事後規制の活用・推進)

客観的基準(最低基準)に基づく指定制度等による事前規制のほか、行政による指導監督、情報公開制度等の事後規制や自己評価・第三者評価、情報公表等により質の確保されたサービスの保障を制度的に担保するためには、以下のような課題がある。

<指導監督>

- ① 公的責任を行政が果たす観点からの質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制をどう確保するか。

<評価等>

② 自己評価と第三者評価の連続

質の向上のためには、保育内容、マネジメント体制を含めた保育サービスの運営すべてについて、不断の評価、検証を行うことが必要不可欠である。そのために、第三者評価のあり方、受審をどのように促進していくか、また、第三者評価の意義として第三者評価以前のサービス提供主体として職員一人一人が参画する自己評価の実施が重要であり、こうした自己評価なども含めサービスの質の評価についてのPDCAを組み込んで行くことが必要ではないか。

<家庭、地域、小学校等との連携による評価のあり方>

- ③ 保育は、家庭、地域、小学校等と密接な関係を持っていることから、これらと連携し、その視点を活かした評価も必要ではないか。一方、その際、それらの視点には、それぞれ限界があることに留意する必要がある。

<情報公表>

- ④ 利用者のニーズに合った適切な選択に必要なであるとともに、サービスの質の向上の観点からも、職員の保育経験や職員配置、キャリア形成等の実施体制に関する一定の基本的情報と、質の確保のための取組などのサービスの内容に関する情報を提供するとともに、自己評価・第三者評価の結果の公表等と、行政による情報提供が適切に行われるよう、制度的な位置付けを検討することが必要ではないか。

→ 保護者が適切かつ円滑にサービスを選ぶために、公表すべき情報は何か。またどのような頻度・方法で公表が行われるべきか。

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	資料1-2
平成21年11月6日	

保育の質の確保・向上について

参考資料

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

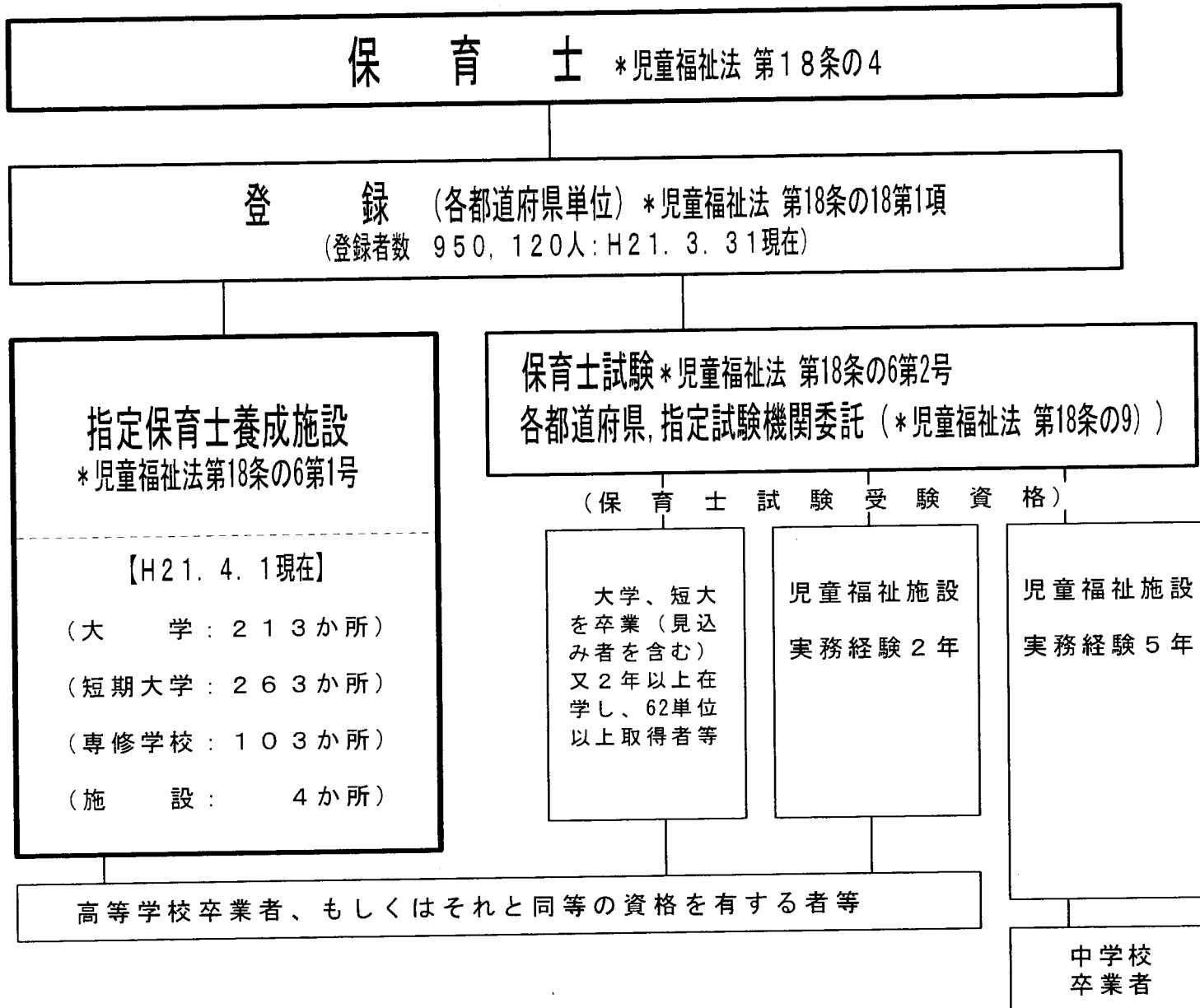
1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

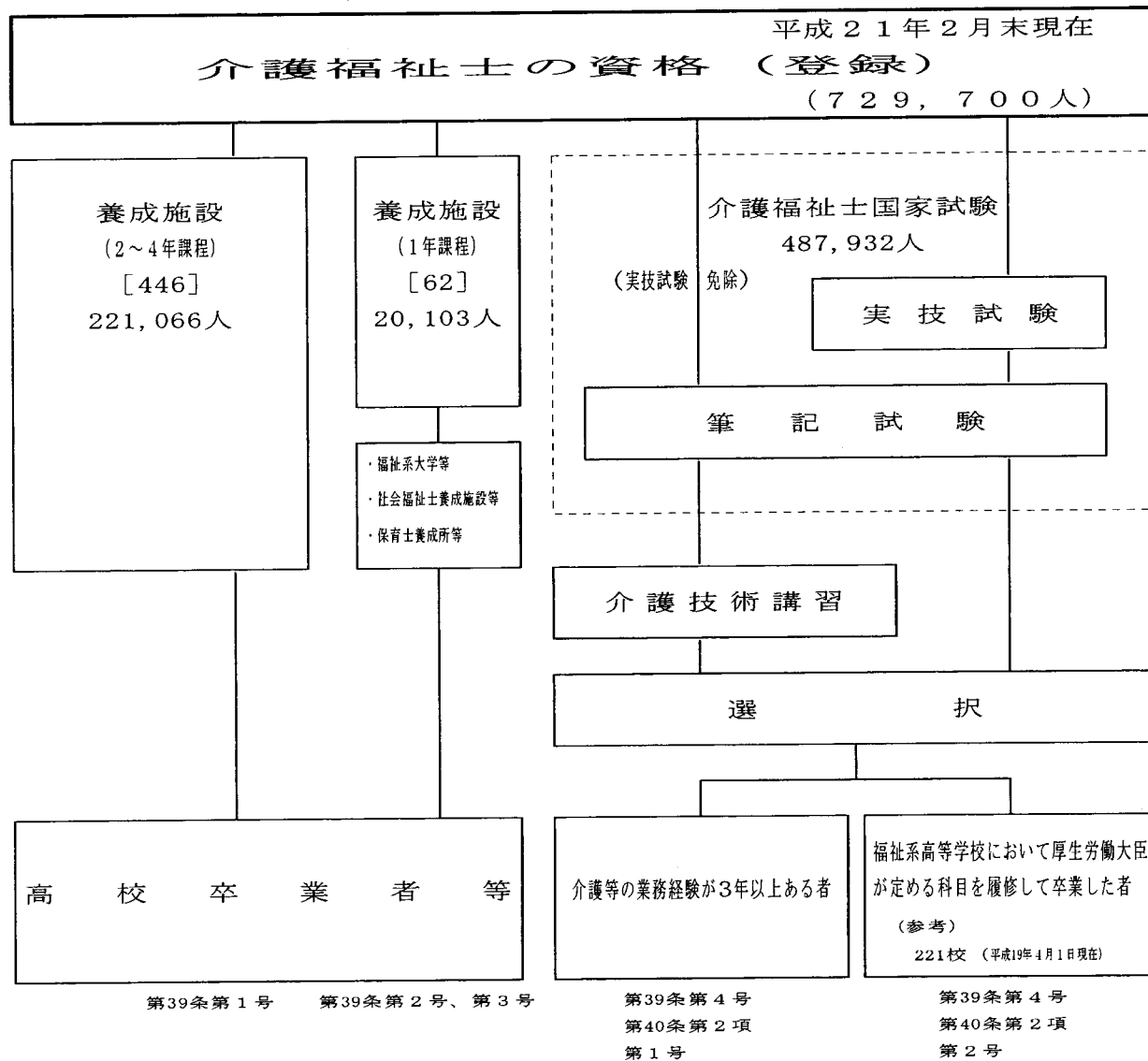
子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育士資格取得方法



介護福祉士の資格取得方法（現行）



注. [] 内の数字は、平成20年4月1日現在の課程数である。

介護福祉士の資格取得方法（平成24年度～）

介護福祉士資格（登録）



平成24年度に実施される試験から

介護福祉士国家試験



介護福祉士養成施設等
(2年以上)

1800時間

※1年課程の場合は、

- ・福祉系大学等
- ・社会福祉士養成施設等
- ・保育士養成所等を卒業したのち入学

1170時間
1155時間



福祉系高等学校等

1820時間
(52単位)



実務経験
9月以上

+

特例高等学校等

1190時間 (34単位)
1155時間 (33単位)



実務経験
3年以上

+

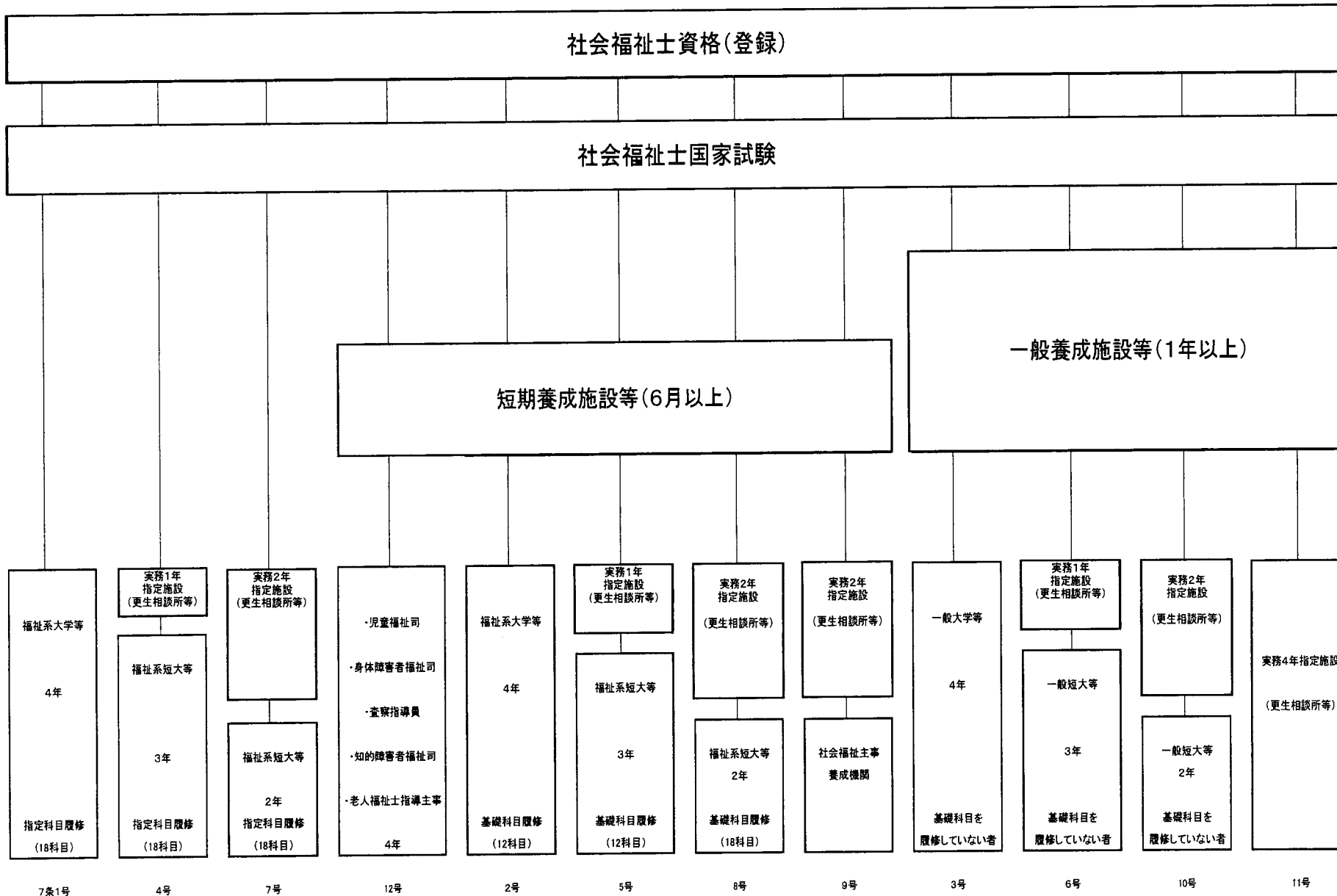
平成24年度に実施される試験から

養成課程
6月以上

600時間

社会福祉士の資格取得方法

(平成21年2月末現在・・・登録者数109,158人)



介護保険制度関係の介護従事者の資格 (訪問介護の場合のイメージ図)

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

介護職員基礎研修

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤) 等

<中級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー-)養成研修1級課程

サービス提供責任者

H24.3に養成
終了予定。介
護職員基礎
研修に一本化
の予定。

<初級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー-)養成研修2級課程

訪問介護員(新人) 等

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程

H22.4~
介護報酬
算定外

介護職員基礎研修の概要

○目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

< 500時間 >

基礎理解とその展開 (360時間)

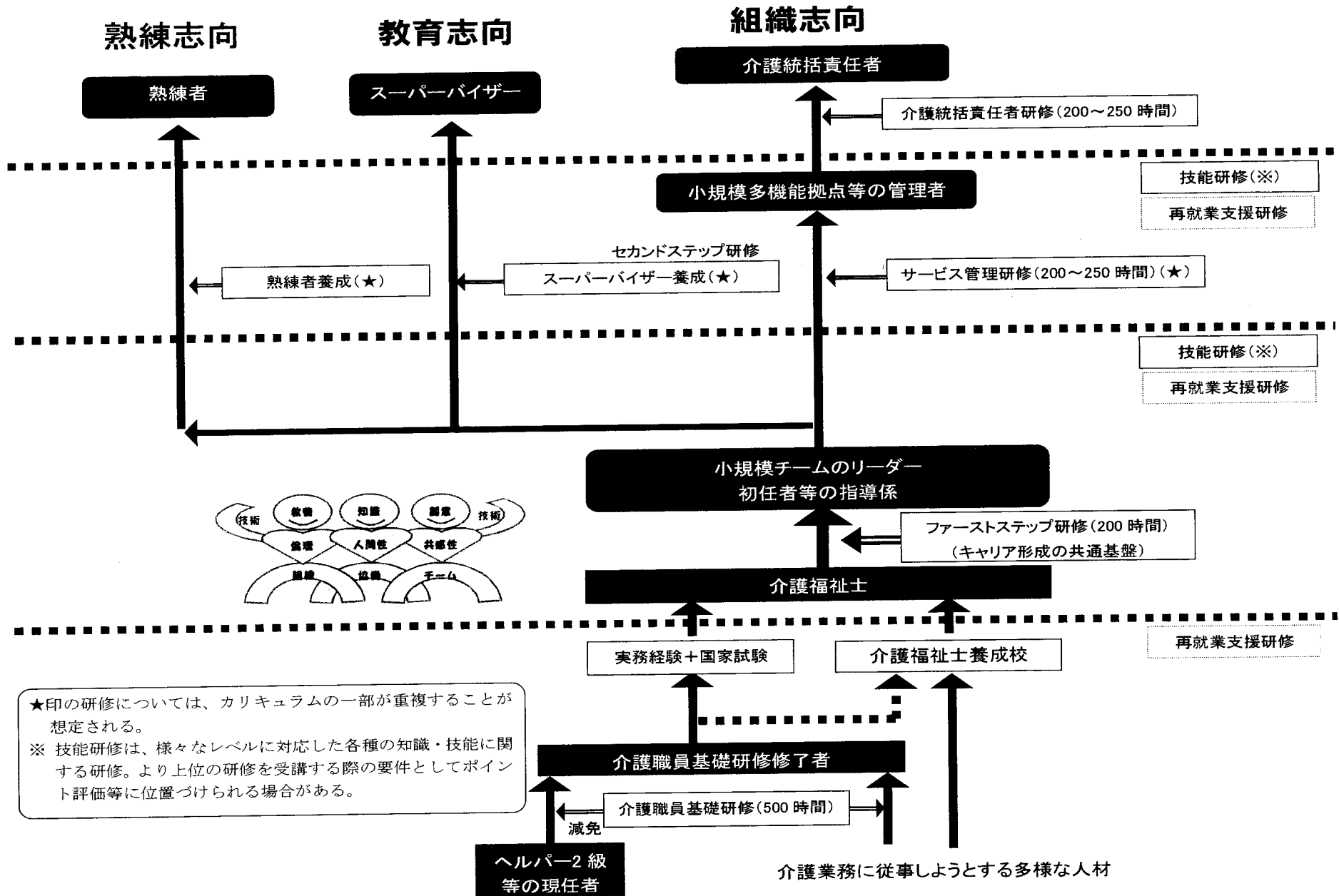
— 講義・演習を一体的に実施 —

- | |
|----------------------------------|
| 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 (30H) |
| 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解 (30H) |
| 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解 (30H) |
| 4. 認知症の理解 (30H) |
| 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術 (90H) |
| 6. 生活支援と家事援助技術 (30H) |
| 7. 医療及び看護を提供する者との連携 (30H) |
| 8. 介護における社会福祉援助技術 (30H) |
| 9. 生活支援のためのアセスメントと計画 (30H) |
| 10. 介護職員の倫理と職務 (30H) |

+

実習 (140時間)

介護職員の養成研修体系とキャリアパス



家庭的保育事業の体系

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

実施基準（イメージ）

◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

◎ 実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

◎ 配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎ 保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施（保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育等）

ガイドライン（イメージ）

◎ 家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

◎ 情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

◎ 家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

◎ 市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

◎ 研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準（保育所）	認可外保育施設指導監督基準																				
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>(児童)</td> <td>:(</td> <td>(保育士)</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> 保育士のみ 		(児童)	:((保育士)	0歳児	3	:	1	1・2歳児	6	:	1	3歳児	20	:	1	4歳以上児	30	:	1	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
	(児童)	:((保育士)																			
0歳児	3	:	1																			
1・2歳児	6	:	1																			
3歳児	20	:	1																			
4歳以上児	30	:	1																			
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所 																				
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 																				
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） 非常警報器具 カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） 非常警報器具 カーテン等の防火処理 																				
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> 必要な栄養量を含む 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。 																				

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

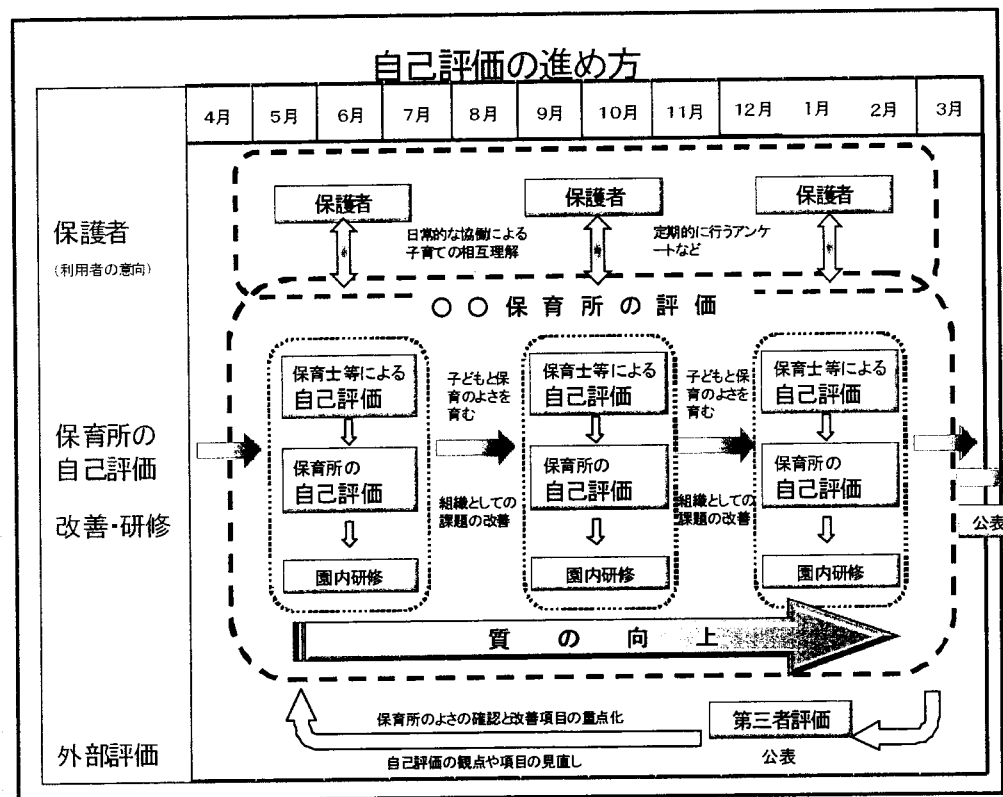
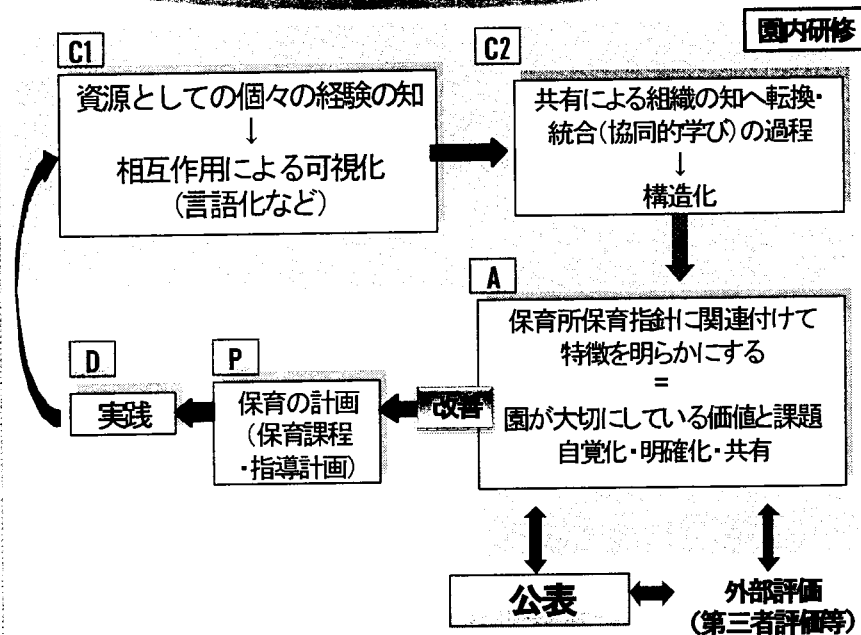
保育所における自己評価

保育所における自己評価の背景

- 保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）
 保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等
- 社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における自己評価の推進と評価の充実
 （自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル

保育士等(個人) / 保育所(組織)



保育所に求められるもの(保育の質を構成する4つの柱を中心に)
 ~保育所保育指針及び保育所における自己評価ガイドラインによる保育所の役割と責務~

- ・保育士の人間性・倫理観
- ・職務及び責任の理解と自覚

子どもの最善の
利益の考慮

- ・保育の専門性・実践力
- ・養護に関わる知識・技術
- ・教育に関わる知識・技術

保育内容・保育実践

- ・保育士・職員間の連携
- ・チームワーク・協働
- ・子ども・保護者との信頼関係

組織性・活力

学びの
観点
自己評価の
観点

I 保育理念

- ・児童福祉
 - ・子どもの人権
 - ・保育マインド
 - ・社会的責任
- 等

II 子どもの教育・発達援助

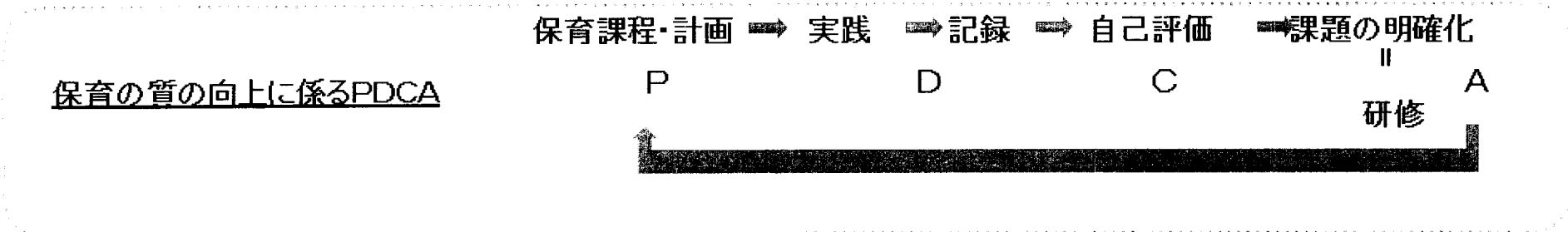
- ・発達理論
 - ・教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)
 - ・子どもの遊び・保育環境
 - ・障害児保育
- 等

III 保護者支援

- ・子育て支援
 - ・家族援助
 - ・カウンセリング
 - ・ソーシャルワーク
- 等

IV 組織性

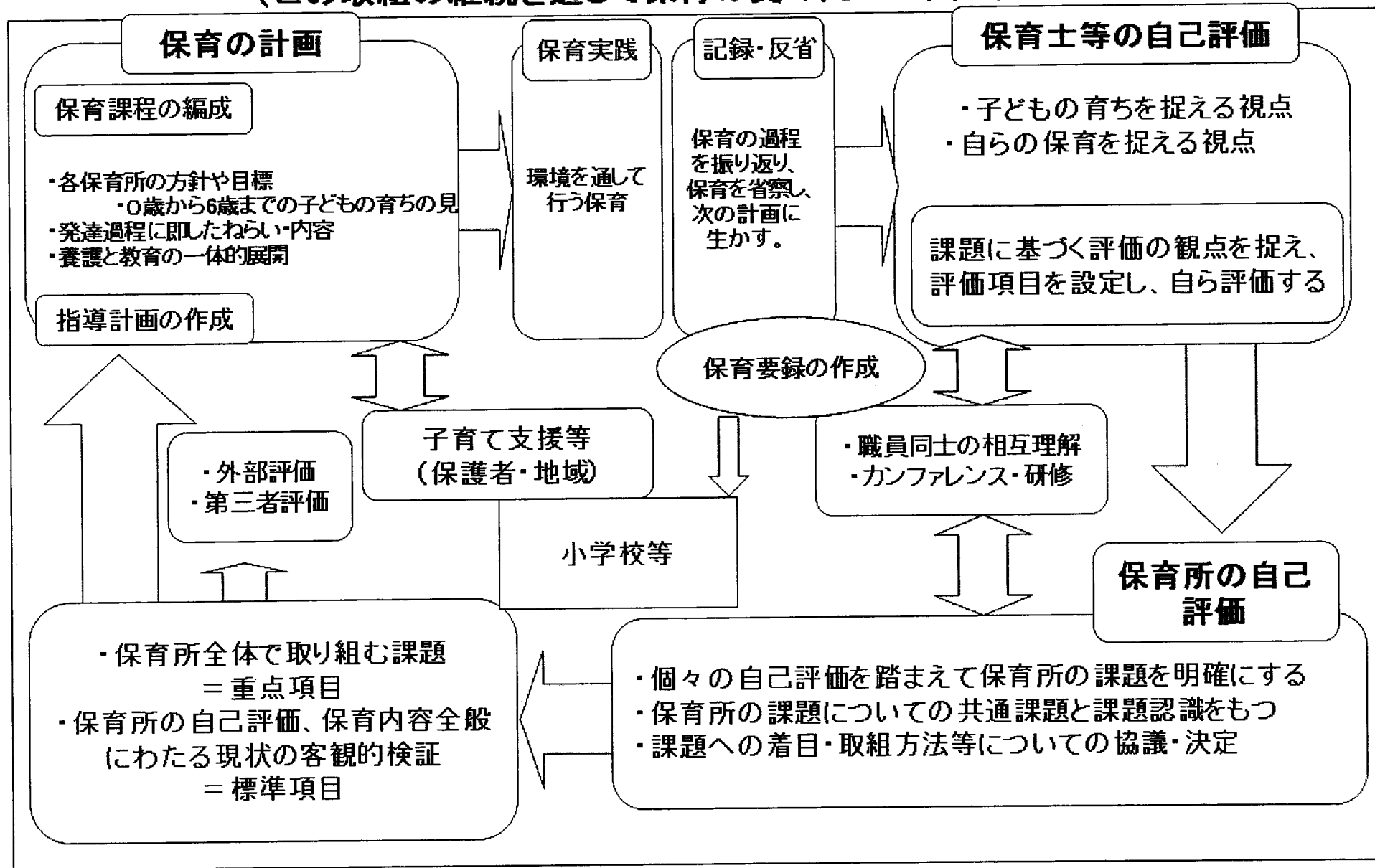
- ・計画と評価
 - ・安全・衛生管理
 - ・コミュニケーション
 - ・地域福祉
- 等



子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導の充実と保育の質の向上・専門性の向上

保育所保育の取組の連動

(この取組の継続を通して保育の質の向上が図られていく)



現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあっては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあっては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所の行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

- 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務づけ、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項（診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等）
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医〔※広告可能なものに限る〕、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等）
- 医療の実績、結果に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等）

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

【介護サービス情報の公表の制度とは】

・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み

※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。

※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。

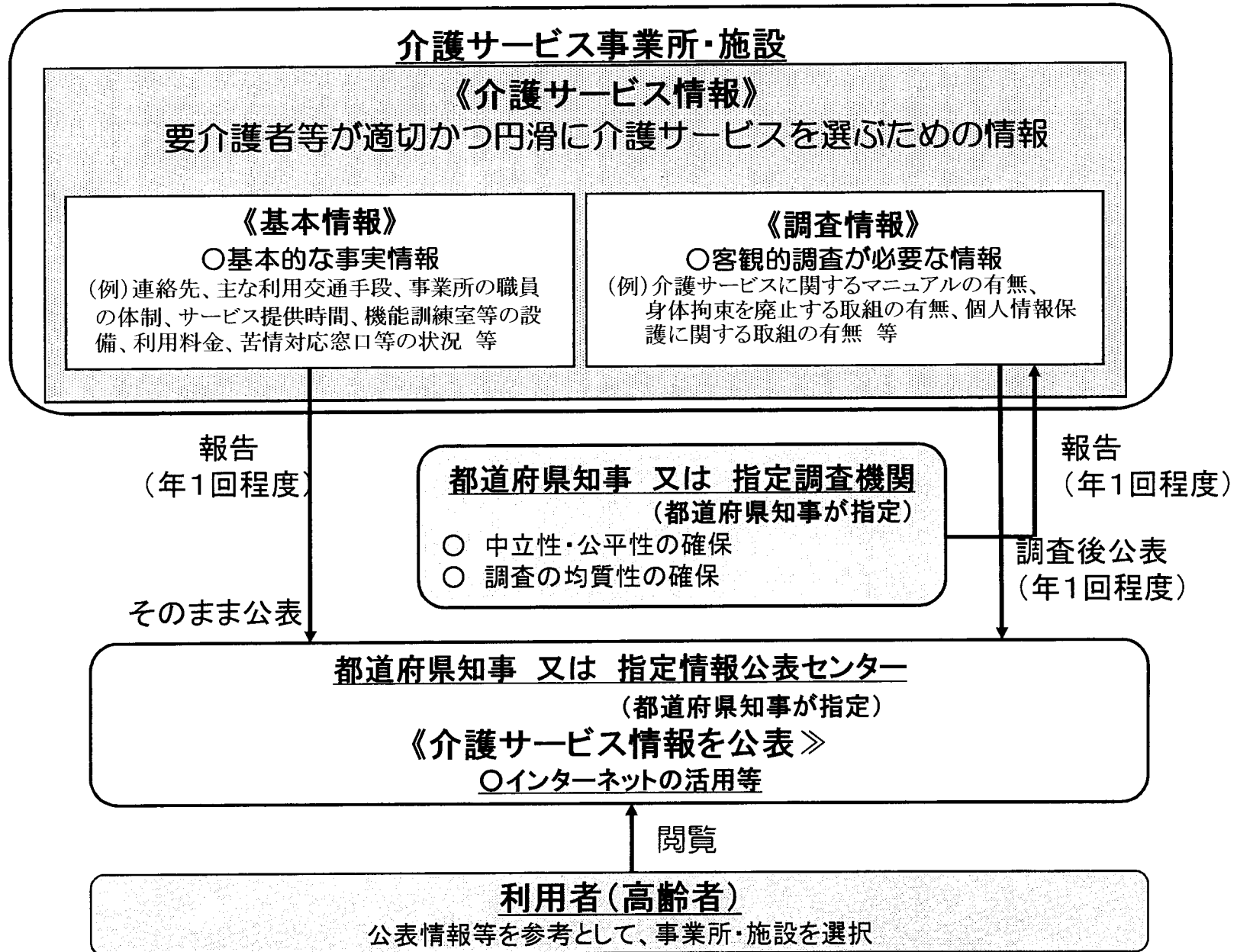
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。

・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。(平成16年5月7日)

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

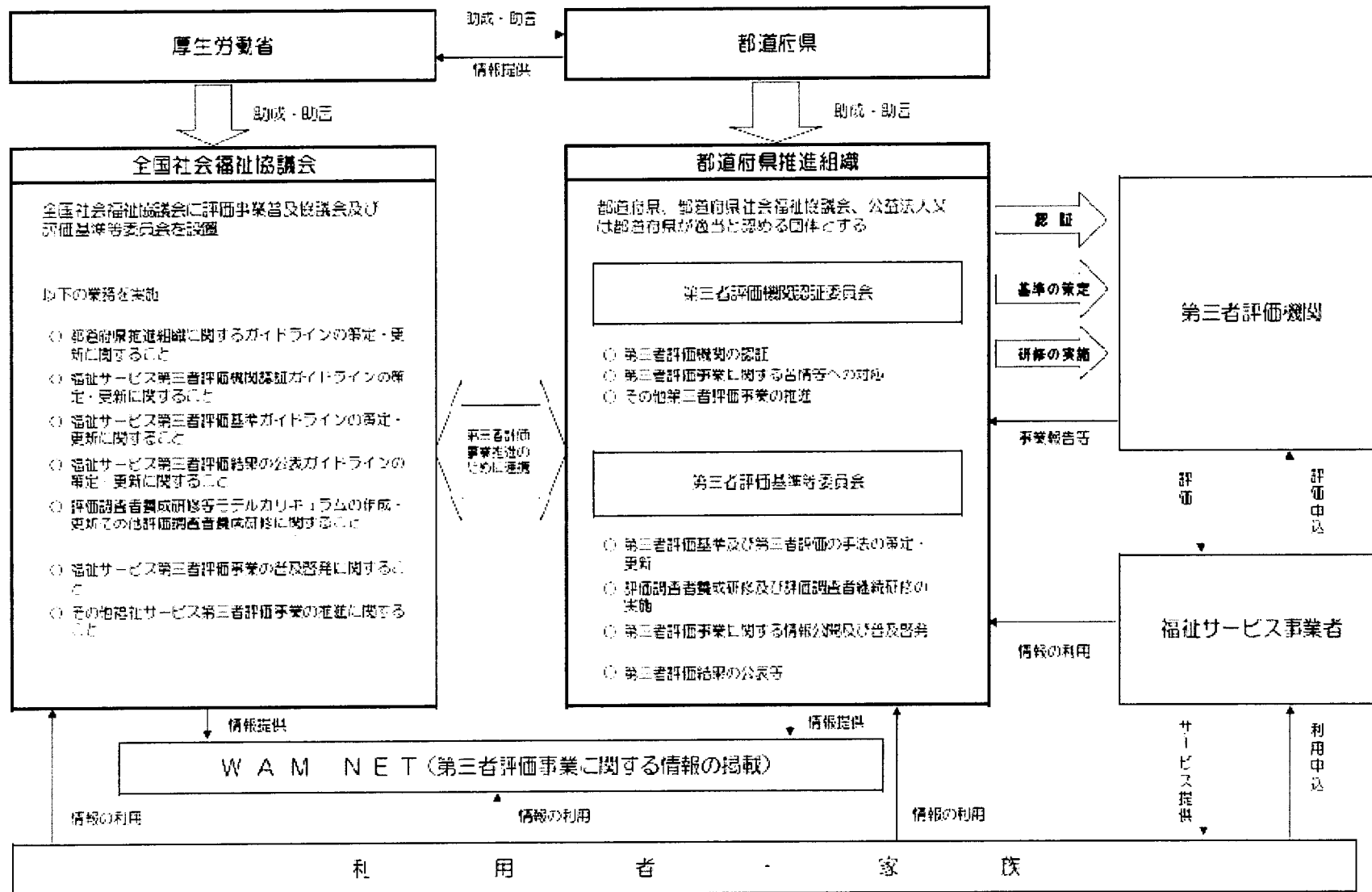
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受 審 件 数				受 審 率			
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
社会福祉施設等	1,678	1,947	2,835	2,765	1.77%	1.98%	2.87%	2.80%
うち保育所	529	650	977	799	2.34%	2.86%	4.28%	3.50%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出（平成20年度は集計中のため、平成19年度の施設数を使用。）

※ 平成20年度の受審件数は速報値。

保育の質の向上について—保育士資格と養成に限定して—

2009.11.6 淑徳大学総合福祉学部 柏女 霊峰

1. 保育士の現状と社会的評価

「保育士の業務は多忙、かつ、感情労働のためストレスも高いが、やりがいもある。また、その業務に比べ専門性の認知度が低く、待遇も十分ではない」

2. 保育士資格、保育士の課題

- (1) 国家試験が免除されている
- (2) 独自の資格法がない
- (3) ステップアップの資格がない、資格の更新制がない
- (4) 2年で幼稚園教諭免許との併有が奨励されるなど就学前集団保育に特化されすぎている
- (5) 小学生以上のケアワーク、被虐待や非行、障害に対するケアワークの専門性が弱い
- (6) 保育指導業務(保育士の専門性を生かした保護者支援業務)の専門性確立が必要である
- (7) 児童福祉施設以外で働く保育士の全国統計がない
- (8) 待遇が十分でない

3. 保育の質の向上のための基本的視点

- (1) 幼児期の教育への投資は、社会的・経済的効果をもたらす
- (2) 発達障害や被虐待など保育・養育に専門性を必要とする事例の増加への対応
- (3) 保護者支援の強化
- (4) 保育士不足の解消のため長く続けられる環境づくりと待遇の向上

4. 保育士資格の課題克服、保育の質の向上のために必要とされること

- (1) 国家試験導入、法制化のあり方等、保育士資格のあり方そのものを検討する必要がある
- (2) 保育士資格の構造化や分化を検討する必要がある
- ① 2年の共通課程に、例えば、就学前保育課程、養育福祉課程、療育課程、医療課程、子育て支援課程等を上乗せ
- ② 保育士資格を、就学前保育士、養育(療育)福祉士、医療保育士、子育て支援士に分化
- (3) 施設保育士(特に社会的養護と障害児福祉)など子ども家庭福祉のケアワーカーとしての保育士養成を強化する必要がある
- (4) 保育士のアイデンティティを担保するため、保育士がコアとなった養成教育が必要
- (5) 「保育指導」(保育士の専門性を生かした保護者支援業務)の原理と技術等の体系化と養成教育への導入が必要である
- (6) 保育士養成カリキュラムの改正が必要である
- ① 保育指導原理、保育指導技術論、保育指導技術演習、保育士の責務と倫理、保育アセスメント論、保育マネジメント論
- ② 児童虐待援助論等の子ども家庭福祉ケアワーカーとして必要とされる科目
- (7) 生涯教育として、一人ひとりの研修計画の策定と実施に対する支援を行う必要がある
- (8) 待遇向上を図る必要がある

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料2
平成21年11月6日	

保育の質の確保・向上と量的拡大について

平成21年11月6日

株式会社ベネッセスタイルケア

佐久間 貴子

本日は、「保育の質の確保・向上」という重要なテーマにもかかわらず、所要により出席できず申し訳ございません。

弊社としては、都市部において保育を担う事業者として、保育を必要とする子ども・家族の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、質的な側面でも量的な側面でも保育サービスを向上してまいりたいと考えております。

こうした中で、10月30日に開催された保育第二専門委員会の議論にも関係しますが、次の課題に配慮した制度設計をお願いしたいと考えております。

■ 保育の質の確保・向上のための保育費用の使途の自由化

①保育の質の確保・向上、②都市部での待機児童の解消のためのサービス量の拡大のいずれの側面においても、法人類型にかかわらず保育事業者が複数の保育所を運営し、保育サービスを拡大していくことが一つの解決策になると考えております。

こうした観点から、保育所単体での経理ではなく、保育事業者（法人）本部支出も含めて保育所運営費の使途は自由化していただきたいと考えます。

① 保育の質の確保・向上の側面

現行の設備、職員等の最低基準を満たした上で、よりよい保育のための研究、合同研修の実施、共同の事務処理などを実施することにより、よりよいサービスを効率的に実施することが可能です。

② サービス量の拡大

本日の議題ではありませんが、事業者努力により生じた剰余金を更なる保育所への設備投資にも充てることにより、現下の待機児童、保育サービスの需要に対応することが可能になると考えます。

■ 保育の質の確保・向上のための都市部における保育単価について

現在、保育所を設置する法人の類型によって、地方自治体独自負担等が異なるた

め、運営費総額（収入）が異なっています。弊社で運営している認可外保育所の別の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすことができるものの、当該地方自治体では、株式会社は認可保育所に対する地方自治体独自加算が受けられないことから認可を受けていません。そもそも地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題と考えています。

今後保育単価を検討していかれる際に、同じ「保育所」という制度の中で保育を受ける子ども、保育所で働く保育士の立場から、また、保育の質を確保・向上する上で最も重要な保育士の確保の観点から、公平で適切な保育単価を設定していただきたいと考えます。

つきましては、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

■ 保育サービス従事者の確保について

本日の資料の11ページにも記載がありますが、今後保育サービスの量や種類を拡大していく際に、保育サービスに従事する者の、量・質の確保は非常に重要な課題となってくると考えます。現在認可保育所の配置基準は保育士に限定をされておりますが、子ども園という流れもある中、また就学前までのお子様をお預かりしているということを鑑み、幼稚園免許取得者も一定の割合で可能にしていくなど、今後量・質の確保ということにおいて検討をしてもよいのではないかと考えます。

「保育に関する費用保障(給付)の仕組み」に対する 全国保育協議会の意見

11/5/2009

新制度体系において、公的保育サービスについて保育を必要とするすべての子どもに例外的でない保育を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課すこと、あわせて質の確保された保育サービスの量的拡充が必要であることが求められていることについては、前提条件として理解しております。

そのうえで、これまでの主張のとおり、新制度体系導入にあたっては、①質の確保された量の拡大、②財源確保、③市町村の公的関与(三者間での契約)が前提であることを、あらためて提言します。

そして、10月19日の第4回保育第一専門委員会で検討されました「保育に関する費用保障(給付)の仕組み」に対し、下記により意見を表明します。

1. 保育に関する費用保障(給付)の仕組みについて

- 保育に関する費用はすべてが利用者に属するものではありません。保育所保育指針にあるように、保育所には緊急一時保護や相談・情報提供、保護者への支援、地域子育て支援等、利用者から料金を徴収できない内容も多くあります。また虐待や発達障害のある子どもの保育等、特別に配慮を要する子どもの保育等、保護者に費用を求められない状況も多くあります。
- 「必要な費用を公的に保障するために、市町村から利用者に費用保障(給付)が行われる」ことだけでは、一人ひとりの子どもの最善の利益を守るための保育が提供できないことが懸念されます。
- 子どもの保育を保障する観点から、配慮が必要なケースや利用料になじまない事業等、多様な保育機能の維持・発展等に一定の固定費が確保された仕組みが必要であると考えます。

2. 保育料の徴収について

- 保育料徴収を保育所で実施するのであれば、保育所には現行、徴収する事務体制がないので、事務体制と必要な経費の確保を行うことが必要です。(現行で徴収事務を委託されている場合は、1件60円程度の手数料のみになっており、事務職員雇い上げ加算も年間60万円程度にとどまっています)
- また、保育料未納の場合にあっても、児童福祉の観点から当該児童の保育の保障を侵害することはできません。保育料未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の支払い義務の一環として市町村が行うべきです。

3. 利用者負担のあり方について

- 経済的に厳しい若年層の子育て家庭が多いことをふまえ、現行の4割負担である利用者負担を他制度と同様に引き下げる必要があります。

第5回社会保障審議会少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料 3-2
平成21年11月6日	

平成21年11月5日

厚生労働大臣
長妻 昭 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益 丸
全国保育士会
会長 御園 愛 子

子どもの育ちを「ひとしく」保障してください。

「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針」に対する意見

11月4日に公表されました「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針について」に対し、全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、60年以上にわたり子どもの育ちを支えてきた立場から、反対意見を表明します。

1. 子どもの育ちに、生まれ育つ地域によって差別があってははいけません。

子どもの育ちに必要環境（面積や配置基準等）は、都市であれ、地方であれ異なるものではありません。子どもがその育ちを保障され、人権を守ることでできる環境を国として確保すべきです。今回の対応方針によって、地域を限り、一時的措置として、面積基準を標準化することは、子どもの育ちを生まれ育つ地域によって差別し、必要環境を保障しないということにほかなりません。

2. 児童福祉法の理念を崩壊させることに反対します。

児童福祉法第1条では「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」としています。地域によって保育の保障に差別をもたらすことは、児童福祉法や子どもの権利条約に抵触することであり、断固反対します。

3. 待機児童の問題は、国が責任をもって財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、国が社会や国民とともに国の重要政策として取り組む課題です。地域の問題とすることで、結果として自ら住む場所や保育所を選ぶことのできない子どもたちを悪影響の犠牲とするべきではありません。

わが国全体の宝である子どもを守り育てる環境整備とそのための財源の確保は、国が責任をもって行うべきです。

<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局（担当：今井、小川）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

子どもの最善の利益のもとに

子ども家庭政策を実現させる緊急アピール（案）

今を生きるすべての子どもは命を守られ、その生存と発達の権利を享受される主体です。さらに地域社会や家庭生活を基盤として豊かな「子育て文化」を次世代にしっかりと伝えていかなければなりません。しかしながら、わが国は、子育てがしづらい社会となつてきています。「子育てに自信がない、不安がある」という保護者（親）の悩みや負担感、さらには児童虐待や家庭内暴力などの社会問題が増え続けています。

人間の基本的な天命である子育ては、本来子どもの成長に親が豊かさを感じていくものです。今こそ「子どもは社会の宝として、子育て子育てを社会全体で支えていく」という国民の意識改革のもとに、人間の尊厳と生きる権利を保障する総合的な国の少子化・次世代育成施策の実現を喫緊の重要政策として確立させていくことが必要です。

私たち児童福祉関係者は、今日的な子ども家庭福祉への要請をうけとめ、自らの社会的な使命と責任を再確認するとともに、わが国の未来を担う子どもたちのために、子ども家庭政策の確立と財源投入の実現を強く要求し、ここに国と社会に向け提言を行うものです。

一、未来を担う子どもを豊かに育むための包括的な子ども家庭政策の確立は必要不可欠です

包括的・継続的な子ども家庭政策は、子どもの権利の保障と子どもの最善の利益を実現するものでなければなりません。少子化は「日本の将来の危機」との認識のもとに、国の責任をもつて子ども家庭政策を確立させ、大幅な財源投入をはかるべきです。さらに、子育て家庭の生活と働きの調和を実現するための社会システムを確立すべきです。

一、すべての子どもを対象とする保育・子育て支援の質的量的な基盤整備が必要不可欠です

家庭は子どもの育みと発達場です。保護者（親）がその責任をはたすために必要とされる公的な保育と子育て支援策をすべての子どもを対象に利用できるように保障すべきです。そのためには、国が大幅な財源投入をはかり、国の福祉施設最低基準を引き上げて、質の確保と量の拡大を図る基盤整備を緊急にはかるべきです。また、最低基準はナショナルミニマムとして福祉の根幹をなすものであり、最低基準廃止または地方自治体の条例に委任することは断固反対します。

一、子どもの命を守り育むための社会的養護体制の抜本的な整備が必要不可欠です

顕在化する子ども虐待や家庭内暴力、子どもの貧困化など厳しい社会問題に対しての人権擁護とセーフティネットを確立させることが急務です。とくに厳しい状況にある子どもたちをうけとめ育む児童福祉施設等社会的養護体制は、養育の質や専門機能の向上のための職員配置基準などの拡充が急務な課題です。緊急かつ抜本的な整備、改善をはかるべきです。

一、国民の理解のもとに、子ども家庭施策への財源投入が必要不可欠です

国は、子ども家庭施策の理念とその将来像を明らかにするメッセージを国民に伝え、その社会資源の基盤整備のために財源確保をはかり、公的資金を投入すべきです。

平成二十一年十一月五日

子どもを守り育む全国フォーラム

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

報道関係者 各位

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する 厚生労働省の対応方針について

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を踏まえ、厚生労働省としての対応方針を別添のとおりまとめました。

<ポイント>

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準(規制)を維持する。
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
- この結果、施設等基準の約9割が地方自治体の判断で定められることとなる。

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。
ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められること
さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

	項目数	勧告	対応案	(保育所の取扱い)
①人員配置基準	28	標準	従うべき	東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする
②居室面積基準	22	参酌	従うべき	
③人権に直結する運営基準等 例：サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	112	参酌	従うべき	
④上記以外の施設・設備・運営基準 例：居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">全基準(約1362項目)の約12%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">全基準(約1362項目)の約88%</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <条例委任を認める前提> ①「標準」「参酌すべき基準」の場合、国の基準を下回る施設・サービスについては、サービス水準に応じた介護報酬等を設定 ②「従うべき基準」の場合、条例を制定しない場合やその内容が国の基準に適合していないと認めるときは、総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">○ 一部の「利用定員の基準」については「従うべき基準」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ 水道事業の認可、高齢者医療の確保に関する法律の事前協議、医療計画の策定義務付けについても「存置」</div>
⑤利用定員	7	標準	標準(5/7)	
⑥協議、認可等/計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5)	

「従うべき基準」: 条例の内容は、「全国一律」
 「標準」: 条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
 「参酌すべき基準」: 基本的には地方自治体の判断で定められる